

特定福祉用具購入費に係る手続きフロー

古河市介護保険課
(平成30年8月改訂版)

A. 全額立替払い(償還払い)

B. 1割～3割負担(受領委任払い)

償還払いを希望する方、介護保険料を滞納している方、給付制限を受けている方はこちら

A以外の方(受領委任払いを希望される方)
保険給付対象分を利用者が事業者を支払う方

①相談・検討

担当のケアマネジャーに相談します。

(※1)
・特定福祉用具の種類・価格が記載されたカタログ(白黒コピー可)
・見積書

②同意の確認

・受領委任払いの場合、事前に販売事業所と受領委任払いにおける同意の確認を行い、添付書類(※1)と一緒に古河市へ同意書を提出します。
・介護保険課より同意書のコピーを送付します。

②指定事業所で購入

・必ず指定事業所で購入します。
・販売事業所に購入費用の全額を支払います。(※2)

③指定事業所で購入

・必ず指定事業所で購入します。
・販売事業所に購入対象費用額の1割～3割を支払います。(※2)

※2
費用総額が10万円を超えるなど、給付対象外費用が発生した場合は、被保険者の自己負担となります。

③支給申請

・介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費申請書に添付書類(※3)を添えて提出します。
・振込先が被保険者本人以外の場合は委任状が必要です。

④支給申請

・介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費申請書、対象費用額の9割～7割分の請求書に添付書類(※3)を添えて提出します。

※3 添付書類(償還払い、受領委任払い共通)
・特定福祉用具の価格が記載されたカタログ
・領収書(原本)

④支給

・振り込み日等が記載された決定通知書を送付します。
・指定の口座に福祉用具購入費(対象金額の9割～7割)が振り込まれます。

⑤支給

・振り込み日等が記載された決定通知書を送付します。
・販売事業所の指定口座に福祉用具購入費(対象金額の9割～7割)が振り込まれます。

購入前

購入

購入後